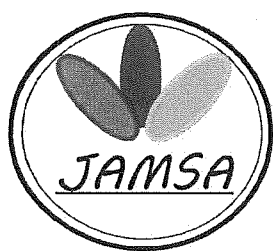


日本マッサージ新報

平成29年7月1日(土曜日) 第82号



[呼称：ジャムサ]
公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発 行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発 行 人：安田 和正

編集・印刷人：野本 矩通

事務局内で製版・印刷・製本

点 字 版：日盲連点字出版所

音 声 版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電 話：03-3200-0031

F A X：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp

目 次

巻頭言「新事業年度を迎えて」ご挨拶

代表理事・会長 安田和正……………2

平成29年度 第1回理事会開催結果のご報告……………3

第5回通常総会、臨時理事会、式典・懇親会開催結果のご報告……………3 ～ 6

〔 通常総会……………3 臨時理事会……………5 平成29年度 執行部体制のご紹介……………5
式 典……………5 懇親会……………6 〕

新任事務局長の紹介……………7

平成29年度 三療研修会開催・計画のご案内……………7 ～ 10

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて……………11 ～ 14

〈医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会の報告〉

平成29年度 あはき等法推進協議会開催……………15

(一社)岡山県マッサージ師会(玄場義明会長)生涯研修会開催日程……………16

編集後記……………16

巻頭言

「新事業年度を迎えて」 ご挨拶

会長 安田 和正

新しい事業年度を迎えて一言ご挨拶申し上げます。会員の皆様にはご健勝のことと存じます。

時任前会長の残任期間を受け会長職に就任して一年が経過しました。全国レベルでの会長の任務は想像を超えるものでした。

折しも永年のテーマでもある、療養費受領委任払い制度制定へ向けての協議がヤマ場を迎えようとしている真っ只中でした。本会からも実務者委員と私で、今まで情報が少なかった分懸命に取り組みました。四団体が一つの目標に向けて臨んだ結果は、平成30年度制定に向けて今年度はその対策に当たらなければなりません。療養費受領委任が制度化される事は大きな成果であることは間違いありません。そんな中もう一つの新たな問題が発生しました。平成医療学園が、手技療法学科増設を求めて厚労省に申請しましたが、あはき法第19条を理由に裁判訴訟に発展したのです。福島・東京・大阪での裁判は各地裁ですでに動いております。この裁判は視覚障害者の人達だけの問題ではありません。柔整・鍼灸も増設された結果はどうだったのでしょうか。私達、あん摩マッサージ指圧を業として生計をたてるものとして見逃すことはできません。無資格・無免許など依然として広がり続けております。

そのために、日マ会は何をすべきか。「頼れる業団」「魅力ある業団」として対応するためには、やはり組織力です。昨年度から日盲連あはき協議会と連携しながらあん摩マッサージ指圧師としての資質を高めるための研修会を



改選後、挨拶をする安田会長

ブロック毎に広げております。もっと勉強しましょう。

日マ会は発展途上にある分、まだまだ夢の宝物を掘り起こす潜在力を秘めていると思います。一緒に宝物探しをしませんか。きっと見つかりますよ！

各種情報も発信していきます。どしどし事務局にお寄せください。

今年度が皆様にとって明るい展望が開けますように共に頑張りましょう。

～～ 平成29年度 第1回理事会開催結果のご報告 ～～

5月10日(水)午後1時30分より日本盲人福祉センターにて開催され、議長の指示により第1・第2号議案の平成28年度事業報告並びに財務諸表について高橋専務理事より報告がなされました。

また、監査について、理事会開催に先立つ4月26日に実施されており、1) 理事及び事務局等による業務執行状況についての検討。2) さらに会計帳簿並びにこれらに関する資料の調査・検討について、法令若しくは定款に違反する事実がない事の報告があり、当該事案について質問を求めましたが特になく、出席役員全員の挙手による承認されました。

第3号議案については役員の改選期であり、議長一任の発言があり出席役員に諮ったところ役員全員の挙手により承認されました。

第4号議案のその他については、特別な案件並びに提起事項はなく理事会を閉会しました。

～～ 第5回通常総会、臨時理事会、式典、懇親会開催結果のご報告 ～～

【通常総会】

平成29年6月11日(日)午後1時より東京・グランドヒル市ヶ谷会館「2階 白樺西」において開催されました。

開会に先立って、高橋専務理事から定足数が報告され、3月末現在の議決権を有する会員数1,376名に対し702名(うち委任状による出席者667名)の出席者を得、定款第14条の規定にある定足数を満たしており、本総会が有効に成立した旨報告があった。

引き続いて総会開会の宣言があり、安田会長の挨拶、ご来賓、日本盲人会連合竹下会長「ご挨拶」の後、定款第16条の規定により安田会長が議長と

なり、直ちに議案の審議に入った。

会長が議事録署名人の選出について出席会員に諮ったところ、「議長一任」の発声により、松本信雄氏・金子孝夫氏を指名し出席者全員の賛成の挙手により承認し、両名共にこれを了承した。

議案審議に入る前に、平成29年度事業計画並びに収支予算について高橋専務理事より報告を行った。



事業報告等説明を聞く会員

第1号議案 平成28年度事業報告について

議長は総務・会計担当横川副会長を指名し、横川副会長より平成28年度事業報告の詳細説明を実施。議長は本案について質問を求めたが特に発言はなく、裁決を求めたところ出席者全員の賛成の挙手により承認可決された。

第2号議案 平成28年度財務諸表・監査報告について

議長は高橋専務理事を指名し説明を求め、高橋専務理事は詳細な説明を実施。又議長は山口監事を指名し監査結果の報告を求めた。山口・田辺両監事は、本年4月26日（水）午後1時30分より日本盲人福祉センター研修室において、横川副会長、高橋専務理事立会いのもと平成28年度の業務執行状況、会計処理に関しては各種諸帳票などを精査し、公益法人法に則り適法にして適正に処理されている旨の報告が行われた。議長は本議案について質問を求めたが特に発言はなく、裁決を求めたところ、出席者全員の賛成の挙手により承認可決された。



総会審議風景

第3号議案 任期満了に伴う役員改選について

議長は、本総会終結時をもって理事・監事の全員が任期満了退任することとなるため、理事及び監事を選任する必要がある旨を述べ、役員の改選につきその方法を諮ったところ、出席者全員の承認により議長に一任された。そこで、議長は事前の理事会において審議を経た、別紙の役員改選(案)を基に候補者の賛否を個別に議場に諮ったところ、各候補者各々に対し、出席者全員の賛成の挙手により承認可決された。

第4号議案 その他について

出席者から特に発議はなく、議長は、以上をもって議案の全部について審議を終了した旨を述べ、午後3時00分に閉会を宣言した。

【臨時理事会】

第5回通常総会の閉会后臨時理事会を開催し、会長以下の三役互選を行い、以下の如く決定した事を高橋専務理事より総会出席者に報告しました。

～～ 平成29年度 新執行部名簿 ～～

役 職 名	氏 名	所 在 地	担 当 業 務
理事(会 長)	安田 和正	山口県	本会を代表し事業を統括する
理事(副会長)	野本 矩通	東京都	
理事(副会長)	糸数 三男	沖縄県	
理事(副会長)	小谷田作夫	神奈川県	
理 事	蓑田 穂積	愛知県	
理 事	河口 誠	北海道	
理 事	田村 光弘	千葉県	
理 事	木暮 晴雄	埼玉県	
理 事	野上 満男	福岡県	
理 事	笹原 稔	東京都	
理 事	楠 良一	愛媛県	
理 事	高橋 博行	東京都	
理 事	片岡美佐子	岡山県	
理 事	大場 裕之	埼玉県	
理 事	高橋 秀雄	埼玉県	専務理事
監 事	山口 薫	長崎県	理事の職務執行状況の監査他
監 事	田辺 和泉	神奈川県	同 上

【式 典】

本年度の記念講演に先立ち、本総会にご臨席賜った来賓者のご紹介を行うと共にご祝辞を頂戴した。

来賓者は次の方々です。

1. 厚生労働省 老健局振興課 課長 三浦 明 様
2. 厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室 室長 矢田貝泰之 様
3. 国立筑波技術大学保健科学部 教授 藤井亮輔 様
4. 社会福祉法人 日本盲人会連合 会長 竹下義樹 様
5. 公益社団法人 日本鍼灸師会 会長 仲野弥和 様

記念講演については、厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室室長矢田貝泰之様にお話し、私ども業団で最大の関心事である療養費受領委任払に係る「あんまマッサージ指圧、はり、きゅう療養費をめぐる状況」について講演して戴きました。矢田貝室長は療養費問題について、業団・保険者間を取り持ち、療養費受領委任払制度移行承認活動にご尽力を戴いております。



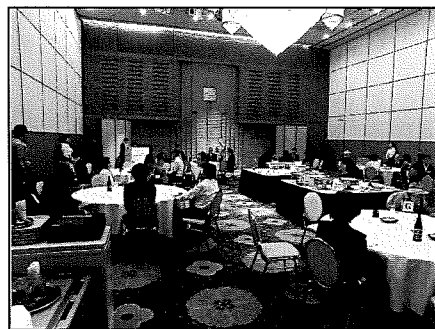
記念講演講師の矢田貝企画調査室長

【懇親会】

ご来賓者を含め凡そ60名の方々が参加されました。この度、副会長に就任した小谷田の司会で進められ、野本副会長の開会の挨拶、厚生労働省老健局振興課課長・三浦明様を始めとしまして、ご来賓として来会して戴きました方々に挨拶を戴きました。

また、乾杯のご発声を国立筑波技術大学保健科学部教授・藤井亮輔様をお願い致しますと共にご挨拶を頂戴し「一枝のゆめ財団設立」等、あはき業界における将来展望が大きく飛躍し明るくなる話もご披露して戴き、懇親会の幕が開けられました。

各地からの参会者は、普段逢うことがないこの機会を逃すことなく、お互いの情報交換に積極的に参加し、非常に盛り上がったテーブルが多く、益多い懇談の場となった事と思われます。



和やかな懇親会風景

なかなか話が尽きない懇談の場ではありましたが、時間的制約もあり野本副会長の閉会の辞をもってお開きとなりました。

新任事務局長の紹介

高橋事務局長が平成28年11月で定年を迎えられました。

永い間、日マ会の発展にご尽力を戴き有難うございました。引き続いて事務局に留まって戴けますが、現在事務局で療養費関係を担当している「大坪満子」が後任者となり、現在諸事務の引継ぎを行っております。

大坪満子・人物紹介



星 座：かに座

出身地：兵庫県神戸市

現在地：東京都練馬区

人物評価：色々な面で経験が豊富であり、何事にも冷静沈着、物事に動じない。又、判断等的確であり、まず対処を間違えた事はない。

～～ 平成 29 年度 三療研修会開催・計画のご案内 ～～

中央三療研修会		
開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成 29 年 10 月 15 日(日) 10:00～16:00 日盲福祉センター 2F 研修室 新宿区西早稲田 2-18-2 電話：03-3200-0031 申込・問合せ 日マ会事務局 高橋・平林迄 申込締切 10/02(月) 16:00	研修Ⅰ：10:00～12:15 (3単位) 講 師：(公社)日本鍼灸師会 業務執行理事・研修事業担当 中村 聡氏 テーマ：「今後の「受領委任制度と あはき師の療養費支給申請 のあり方」について(仮題)」 研修Ⅱ：13:15～15:30 (3単位) 講 師：吉川はり物療院院長 医学博士 吉川 恵士氏 テーマ：「スポーツマッサージの 理論と実践」(仮題)	資料代として 会 員：1,000 円 会員外：2,000 円 昼食関係 弁当代：1,000 円 但し事前申込者のみ

関東ブロック三療研修会(都盲協)

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年09月02日(土) 10:00~15:30 東京都盲人福祉センター 2F 研修室 新宿区高田馬場1-9-23 電話:03-3208-9001 申込・問合せ 都盲協事務局 宮原氏迄 申込締切:8/28(月)	研修Ⅰ:10:00~12:15 (3単位) 講 師:元つくば国際大学 医療保健学部理学療法学科教授 星 虎男氏 テーマ:「スポーツマッサージの 臨床」 研修Ⅱ:13:15~15:30 (3単位) 講 師:国立筑波技術大学保健科学 部教授 藤井 亮輔氏 テーマ:「あん摩マッサージの 臨床応用」	資料代として 会 員: 500 円 非会員:1,500 円 昼食関係 弁当代:1,000 円 但し事前申込者のみ

中国地域三療研修会

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年12月02日(土) 03日(日) 山口県山口市 湯田温泉 詳細後送 担当:安田和正 山口県あん摩マッサージ 指圧師会会長 (安田治療所) 電話:0837-72-1236	12/02(土) 受 付:15:30~15:50 研修Ⅰ:16:00~17:40 テーマ:中央情勢報告並びに あはきを巡るディスカッション 12/03(日) 研修Ⅱ:10:10~12:10 講 師: 国立筑波技術大学 藤井 亮輔氏 テーマ:テーマは決定次第に通知致 します。 研修Ⅲ:13:00~15:15 講 師:国立筑波技術大学 藤井 亮輔氏 テーマ:テーマは決定次第に通知致 します。	詳細は後送

九盲連(九州地域)三療研修会

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年09月30日(土) 10月01日(日) 北九州市 八幡ロイヤルホテル 北九州市八幡東区枝光 1-1-1 電話：093-662-1020	09/30(土) 受付：12:00～13:00 研修Ⅰ：13:20～14:50 講師：(社福)日本盲人連合会 会長 竹下 義樹氏 テーマ：「あはき業界の現状と課題」について 研修Ⅱ：15:00～16:30 講師：福岡県立福岡高等視覚特別 支援学校主幹教諭 緒方 伸彦氏 テーマ：「林・ゆうきプログラムに による脊柱管狭窄症の運動療法」 10/01(日) 受付：09:00～10:00 研修Ⅲ：10:00～11:30 講師：長野県・愛和病院 副院長 平方 眞氏 テーマ：「多死社会を幸にする 仕事」 閉会式・修了証書授与：11:40	資料代として： 1,500円(付添同額) 宿泊費等：15,000円 (懇親会費含む) 懇親会のみ： 7,000円

(一社) 愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会

開催日・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年10月01日(日) 愛媛県視聴覚福祉 センター4階 和室 〒790-0811 松山市本町 6丁目11番5号 TEL(089)923-9093 問合先：楠 良一 089-922-6533 若松信幸 089-951-2409 申込締切： 平成29年9月11日(月)	研修Ⅰ：10:00～15:00 講師：医療法人ミネルワ会 渡辺病院 理学療法士 平畠 繁樹(ヒラハタ シゲキ) 先生 テーマ：「スポーツ傷害における アプローチの仕方」	資料・昼食代含む 会員：1,000円 会員外：2,000円

第8回神奈川・千葉・埼玉合同技術研修会

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年07月02日(日) 13:30~16:00 日盲福祉センター2F 研修室 新宿区西早稲田 2-18-2 電話: 03-3200-0031 申込・問合せ 日マ会事務局 高橋・平林迄 申込締切: 6/26(月) 16:00	研修Ⅰ: 13:30~16:00 (3単位) ・講師: シオノ指圧治療院 院長 塩野 泰利先生 ・テーマ: 「足技による骨盤調整」	資料代として 会 員: 1,000 円 会員外: 2,000 円 研修会終了後懇親会 あり事前申込み制 会費 3,000 円(予)

第9回神奈川・千葉・埼玉合同技術研修会(予定)

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成30年02月 13:30~16:00 を予定 日盲福祉センター2F 研修室 新宿区西早稲田 2-18-2 電話: 03-3200-0031	研修Ⅰ: 13:30~16:00 (3単位) 講師並びにテーマは決定次第に通 知致します。	資料代として 会 員: 1,000 円 会員外: 2,000 円 研修会終了後懇親会 あり 事前申込み制 会費 3,000 円(予)

東北ブロック三療研修会

開催日時・場所	事業内容・講師等	参加費用
平成29年08月19日(土) 10:00~17:00 仙台市民会館1階2号室 仙台市青葉区桜ヶ岡公園 4-1 電話: 022-262-4721 問合せ先・事務局 仙台市視覚障害者福祉協会 〒980-0022 仙台市青葉区五橋 2-12-2 電話: 022-213-5811 担当者: 高橋秀信	受 付: 9:30~9:50 講 義: 10:00~12:15 (135分) 昼休憩 12:15~13:00 実 技: 13:00~15:15 (135分) 講 師: 元つくば国際大学医療保健 学部理学療法学科教授・ ユウ整形外科顧問 星 虎男先生 テーマ: 「在宅ケアにおける リハビリテーション」(仮題) 意見交換会: 15:30~17:00 「中央情勢報告並びに ディスカッション」 懇 親 会: 17:30~19:30	受講: 2,000 円 (昼食&お茶・資料代) (付添は昼食&お茶代 800 円) 懇親会: 5,000 円 (会場未定) 宿泊: 9,000 円 (宿泊先未定)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて

平成29年3月27日

医療保険部会

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

1. 現状

- あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費（以下「あはき療養費」という。）は、平成26年度は計1050億円となっており、年々増加している。
- 療養費については、償還払い（患者が一旦全額を支払い、保険者に療養費を請求）が原則となっている。
- しかしながら、現状でも、患者の負担軽減のため、保険者の判断で、患者が施術者や請求代行業者に療養費の請求・受領を委任する代理受領が認められている。療養費ベースで95%以上（保険者別の療養費と代理受領を認めている保険者の割合から推計。以下同じ。）が代理受領となっている。
- こうした中、後期高齢者医療制度におけるこれまでのあはき療養費の不正請求等は約9億5千万円となっている。
また、柔道整復療養費のように地方厚生（支）局及び都道府県（以下「地方厚生（支）局等」という。）が関与した受領委任協定・契約ではないので、施術者を登録・管理する仕組みがなく、地方厚生（支）局等による指導監督も行われていない。

2. 不正対策

- 柔道整復療養費について、受領委任制度による指導監督の仕組みがあるにもかかわらず不正が改善していないとの指摘があり、柔道整復療養費検討専門委員会で不正対策の強化について議論が行われているが、あはき療養費についても、指導監督の仕組みのみで不正が改善する訳ではない。
あはき療養費の現状を踏まえれば、不正対策はできることから前に進めていく必要があり、あはき療養費の不正を減らし質の高い施術を確保するため、後述する受領委任制度による指導監督の仕組みを導入することとあわせて、不正対策を実施すべきである。
- 具体的には、あはき療養費の不正対策として、次のような不正対策に取り組むべきである。
その際、具体的な制度設計については、不正の起きにくい制度とするため、関係者の意見を十分に踏まえて、平成29年度中のできる限り早期に行うべきである。

（1）患者本人による請求内容の確認

- 架空請求・水増し請求を防ぐため、患者本人による請求内容の確認を徹底すべきである。

（2）医師の同意・再同意

- 虚偽理由による保険請求を防ぐため、医師の同意と、再同意のあり方を検討すべきである。
具体的には、同意を求める医師は、施術の原因となる疾病の主治の医師とするとともに、現在口頭での再同意が認められていることについて、一定期間ごとに

医師が患者の状態や施術の内容・必要性等について確認し、再同意することについて、文書による方法も含めて検討すべきである。

また、厚生労働省は、同意書を書く医師に対して同意書の必要性や意義の理解の浸透を図るべきである。

(3) 長期・頻回の施術等

- 1年以上かつ月16回以上の施術について、支給申請書に施術の必要性を記載させるべきである。また、支給申請書に患者の状態を記載させ、疾病名と合わせてその結果を分析した上で対応について検討すべきである。

- また、後述する受領委任制度を導入した場合、過剰な給付となっていないかを確認するために、償還払いに戻せる仕組みについて検討すべきである。

具体的には、例えば、1年以上かつ月16回以上の施術について、分析の結果、施術の効果について個々の患者ごとに確認する必要があると合理的に認められた場合、当該施術については償還払いに戻せることとするについて検討すべきである。

(4) 往療

- 往療の不正を減らすため、支給申請書等の書類で、個人情報に配慮しつつ、同一日同一建物に往療したことが分かるようにするとともに、施術者や往療の起点の場所、施術した場所が分かるように、見直しを行い、統一を図るべきである。

- また、施術料よりも往療料が多い現状を見直すとともに、施術料と往療料の包括化を検討すべきである。

(5) 療養費の審査体制

- 療養費の審査体制を強化するため、保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとすべきである。厚生労働省は、審査会設置に当たっての要綱を定めるべきである。

- また、審査基準の明確化を図るとともに、請求の電子化、審査のシステム化、保険者を越えた審査など、効率的・効果的な審査体制について検討すべきである。

3. 指導監督の仕組みの導入

(1) 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

- あはき療養費の現状を踏まえれば、不正対策として、何らかの形で、指導監督の仕組みを導入する必要があると考えられる。

- 指導監督の仕組みとしては、まず、法律上に柔道整復療養費やあはき療養費を位置付け、現物給付の制度とすることが考えられる。しかしながら、この仕組みは、現在の保険者の判断で支給する療養費制度とは位置付けが大きく異なり、根本的な議論が必要となり、その導入は直ちには困難である。

- 次に、あはき療養費に受領委任制度を導入し、指導監督の仕組みを導入することが考えられる。受領委任制度は、過去の判例等では、これを認めても弊害の生じる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別な事情がある場合に限って認められる特例的な措置とされているが、次の理由から、あはき療養費に受領委任制度を導入する必要性・相当性があると考えられる。

- ① あはき療養費が1000億円を超える規模となり、代理受領が95%以上となっているにもかかわらず、現在、ルールや指導監督の仕組みがないが、これを受領委任協定・契約とすることにより、ルールが明文化される。

- ② 代理受領では、実態としては施術者のほか請求代行業者が代理請求・受領

を行っているが、受領委任制度では請求の責任が施術者にあると明確に定められる。

③ 不正請求に関して、地方厚生（支）局等による指導監督が行われる。

④ 不正請求に関して、地方厚生（支）局等による不正の認定に基づく受領委任の取扱いの中止が行われるとともに、当該認定を根拠とした、不正を行ったあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格についてのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく行政処分が行われることになる。

⑤ 代理受領から受領委任制度となっても、患者が一部負担で受療するということは変わらず、負担の変化によって給付費が増えるということはないと考えられる。

⑥ 代理受領から受領委任制度となっても、請求者は、施術者や請求代行業者が施術者になるものであり、患者本人以外であることは変わらず、このことによって不正が増えるということはないと考えられる。

⑦ あはき療養費では医師の同意書の取得が支給の条件となっていることから、虚偽理由による不正請求は起こりにくいと考えられる。

○ 以上のことから、あはき療養費について、受領委任制度を導入すべきであると考えられる。

○ 一方、あはき療養費に受領委任制度を導入することについては、療養費は償還払いが原則であり、受領委任制度が導入されている柔道整復療養費について不正がある中では、保険者機能の強化や他の不正対策を行うべきであり、反対であるとの強い意見があった。

また、仮に受領委任制度を導入するとしても、まず、前提として、他の不正対策を実施して、その効果を見極めた上で、受領委任制度の導入を検討すべきであり、少なくとも、不正対策の具体案とあわせて、受領委任制度の導入を決めるべきとの意見があった。

○ こうした意見を踏まえ、受領委任制度による指導監督の仕組みの導入は、不正対策とあわせて実施すべきであり、今後、その具体的な制度設計については、平成29年度中のできる限り早期に行われる不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを見極め、確認することを前提として、関係者の意見を十分に踏まえて、平成29年度中に行うべきである。

○ また、後述するとおり、不正対策については、受領委任制度の施行を待たず実施できる適正化策については、先行して実施すべきである。

（2）地方厚生（支）局等による指導監督等

○ 地方厚生（支）局等による指導監督については、柔道整復療養費検討専門委員会での議論に基づく保険者からの情報提供や地方厚生（支）局の個別指導・監査の迅速化の取組などを踏まえ、あはき療養費についても効果的・効率的な指導監督について検討すべきである。

○ その際、保険者から地方厚生（支）局に不正請求の疑いのある施術所についての情報提供をした場合に、その後の対応状況が分からないとの指摘があることから、保険者に対して調査の進捗状況を報告する仕組みについて検討すべきである。

○ 問題のあった施術所・施術者について、受領委任の取扱いの中止やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格についてのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく行政処分を行い、実効性のあるペナルティを課す仕組みとすべきである。

○ また、受領委任制度を導入することにより、施術所・施術管理者を登録する仕組みや、施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みとすべきである。

ただし、要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度導入後一定の準備期間を考慮すべきである。

さらに、登録の更新制について検討すべきである。

- 受領委任協定・契約の中で、施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定することを検討すべきである。

(3) 地方厚生（支）局の体制

- あはき療養費に受領委任制度を導入するに当たっては、指導監督を行う地方厚生（支）局の体制の強化が必須条件と考えられる。

このため、厚生労働省は、地方厚生（支）局の体制の強化に取り組むべきである。

(4) 保険者の裁量

- 現在、市町村国民健康保険の1割弱、組合管掌健康保険の約4割の保険者は、償還払いのみの取扱いとなっている。

償還払いよりも代理受領・受領委任の方が、一部負担の支払いのみとなるため患者の一時的な負担感や請求の手間が解消されるが、給付費が増えるため医療費適正化の観点からは償還払いが望ましいとの指摘や、架空請求や水増し請求が増えることから償還払いが望ましいとの指摘があった。

また、いかなる支給方法とするかについては保険者の合理的な裁量に委ねられているとともに、受領委任制度は保険者が地方厚生（支）局等に委任することが端緒とされており、保険者が合意しなければ受領委任制度は実施できない。

- これらを踏まえ、受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとすべきである。

その際、厚生労働省は、受領委任制度の適正な運営を図っていくことと合わせて、患者の負担軽減や不正対策など受領委任制度の趣旨や意義の周知に努めるべきである。

4. 実施時期

- 厚生労働省は、上記について具体的な検討、関係者との調整を早急に行い、平成29年度中のできる限り早期に行われる不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを見極め、確認することを前提として、受領委任制度による指導監督等の仕組みの具体的な制度設計について、平成29年度中に行い、平成30年度中に受領委任制度と不正対策をあわせて実施できるよう準備を進めるべきである。
- また、不正対策については、受領委任制度の施行を待たず実施できる適正化策については、先行して実施すべきである。
- 上記の不正対策や受領委任制度の施行後も、実施状況を把握するとともに検証を行い、検証結果に基づき、必要な見直しを行うべきである。

以上

～～ 平成29年度 あはき等法推進協議会開催 ～～

平成29年度第1回あはき等法推進協議会（代表・杉田久雄全日本鍼灸マッサージ師会会長）が4月21日、東京・四谷の全鍼師会会館で開催されました。日マ会からは安田和正会長、野本矩通副会長、蓑田穂積理事が出席しました。

主な討議内容は次のとおりです。

1. あはき養成施設の認定基準の改定に伴う指定臨床施術所の指定講習会が今年度実施される。受講資格は開業後5年を経過した者であり、講習時間は16時間となっている。
2. 11月5日東京有明医療大学で開催される「あはき等法制定70周年記念の集い」は厚生労働大臣表彰、記念講演、祝賀会の3部構成とする。
3. あはき等法制定70周年に合わせた法改正については罰則の強化と施術所の開設規定の改定の2点について成案をまとめる。

なお、協議会后、厚生労働省の医政局医事課の佐生（さしょう）専門官と井上係長が訪れて、あはきと柔整の広告の実態調査について説明がありました。これは、あはきと柔整の広告のガイドライン作成や広告の取り締まりの資料にするために今年度都道府県に対して調査を依頼するとのことです。

あはき等法推進協議会では加盟団体会員に対して違法と思われる広告を、保健所に通報することを促し、広告の緩和事項については推進協でまとめて厚生労働省に申し入れをすることにしました。

「あはき等法制定70周年記念の集い」開催日程概要

1. 開催日時：平成29年11月5日 12：30 受付開始
2. 場 所：東京有明医療大学・講堂：東京都江東区有明2-9-1

最寄り駅	りんかい線	国際展示場駅・下車	徒歩約15分
	りんかい線	東雲駅・下車	B出口から徒歩約13分
	ゆりかもめ	有明テニスの森駅・下車	徒歩約13分
	（全ての下車駅から大学までの道案内あり）		

3. 式典内容：1) 厚生労働大臣表彰 13：00～
2) 記念講演 14：00～
3) 祝賀会 15：30～（1時間程度で閉会）

(一社)岡山県マッサージ師会（玄場義明会長）で生涯研修会開催

(一社)岡山県マッサージ師会（玄場義明会長）では、平成29年度中に下記の生涯研修会を開催致します。該当地域の方は是非ご参加ください。

又、会員外でも参加は出来ますが、事前に問合せ・申込が必要です。

会 場：岡山県視覚障害者センター 3F

問合せ先：玄場義明 ☎086-562-2455

【開催日程】

開催月日	研修内容	課 程	単位	講師氏名
4月30日(日)	各種保険取扱いについて	医学教養 基礎医学	1 2	高原博子先生
7月 9日(日)	救急救命法の実際	医学教養 基礎医学	1 3	倉敷市消防局担当職員
8月20日(日)	脳血管障害後遺症に対する マッサージ療法	基礎医学 臨 床	3 3	松浦浩市先生
10月01日(日)	手技療法における臨床に 応用されるテクニック	医学教養 臨 床	3 3	牧野 豊先生
11月05日(日)	スポーツ障害に対する手技 療法について	基礎医学 臨 床	2 4	芦田 徹先生

編集後記

◆第193回国会は6月18日で150日間の会期が終了しました。この間、色々な議論がなされましたが、個々の内容について、主権者である国民が、理解し得たものがどの程度あったか？非常に不信感が残る国会審議でした。◆私たち業団に深く関係する「あはき等法制定70周年」の記念式典が、東京有明医療大学の講堂で開催されます。◆今年は何んと〇〇年ぶりが多い事か。天皇退位の特例法が成立し200年ぶりの生前退位が実現。卓球女子単は（銅）・男子複は（銀）・混合複は（金）で共に48年ぶりの達成。◆14歳のプロ棋士、藤井四段が29連勝。30年ぶり歴代最多の連勝記録を達成、はてさて連勝記録をどこまで伸ばすやら。藤井四段は天才中の天才でびっくりポンですね！！《yh》

